

8

便所

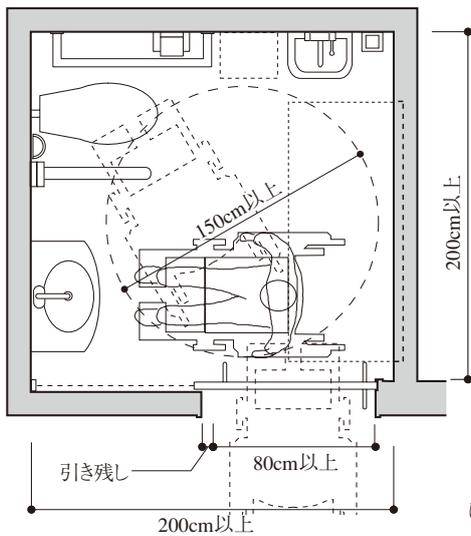
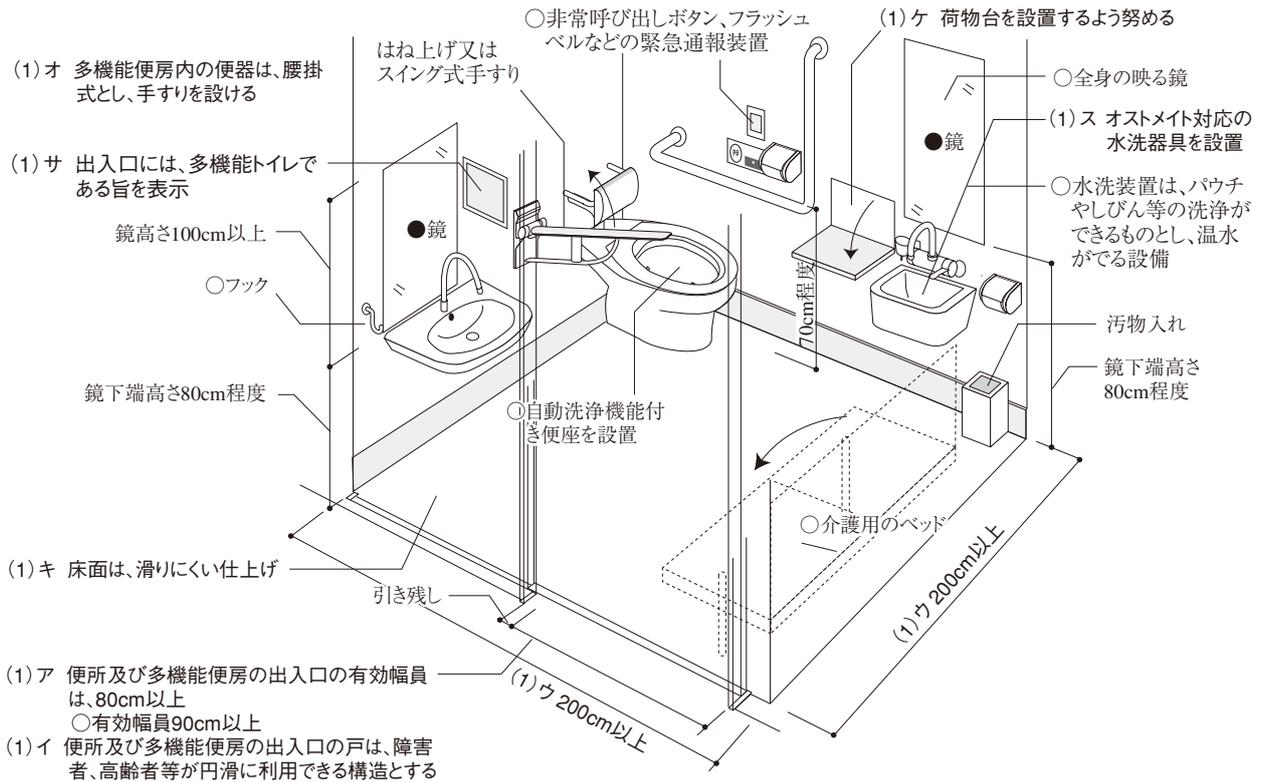
整備の基本的な考え方

- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、車いす使用者をはじめだれもが利用しやすい便所「多機能トイレ」を1以上整備する。
- 多機能トイレが整備されていることを知らせる表示を分かりやすく行なう。
- 多機能トイレ以外の便所を設ける場合にも、障害者、高齢者及び小さな子供を連れた人が利用しやすい便房を1以上整備する。
- 便所が男女別に設けられている場合は、利用しやすい便房をそれぞれ1以上整備する。

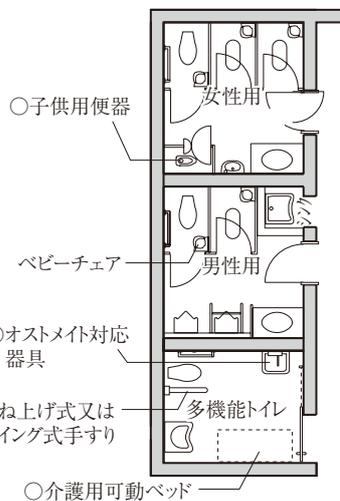
整備基準		解説	望ましい水準
<p>(1) 別表第1の1、2、3(病室を有しない施設にあっては、用途面積が300㎡以上のものに限る。)、4、7、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が500㎡以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、9、10、11((4)の施設にあっては、用途面積が500㎡以上のものに限る。)及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者を始めとするすべての利用者が円滑に利用できる便房(以下「多機能便房」という。)を有する便所(以下「多機能トイレ」という。)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に定める構造とすること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●多機能トイレは利用しやすい場所に設けること。 ●「別表第1の1、2、3(病室を有しない施設にあっては、用途面積が300㎡以上のものに限る。)、4、7、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が500㎡以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、9、10、11((4)の施設にあっては、用途面積が500㎡以上のものに限る。)及び12に掲げる公共的施設」 ①官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設(病室を有しない施設は用途面積300㎡以上のものに限る。)、教育文化施設、宿泊施設、金融機関の店舗、ガス事業者営業所、電気事業者営業所、電気通信事業者営業所、冠婚葬祭施設 ②用途面積500㎡以上の調剤薬局、物品販売店舗(コンビニエンスストア、調剤薬局を除く。)、飲食店、理容所、質屋、クリーニング所、宅地建物取引業事業所、旅行業営業所、美容所、貸衣装屋、劇場等 ③共同住宅、事務所、地下街等、公衆便所、公衆浴場、路外駐車場、展示場、体育館等、寄宿舎、工場、複合施設 	○公共的施設においては、多機能トイレを設けること。
ア 出入口の幅員	便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。	●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。	○有効幅員は、90cm以上とすること。
イ 出入口の戸の構造	便所及び多機能便房の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。	●出入口の戸は、原則として引き戸とすること。 ●鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。	○便所の戸は、開閉時間の調整ができるものとする。 ○ドアノックセンサーを設置すること。
ウ 多機能便房の広さ	多機能便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150cm以上とすることができる。		
エ 段	便所及び多機能便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。		
オ 便器・手すり	多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛便座の形状は、車いすのフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。 ●腰掛便座には、車いすからの移乗を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ●手すりは、握りやすいものとする。 ●壁と手すりの間隔は、排泄動作等の安定を図るために20cm程度の間隔をとる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動洗浄機能付き便座を設置すること。 ○ベビーチェア等を設置すること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュユベルなどの緊急通報装置を設置すること。 ○便器の背後に背もたれを設けること。
カ 附属器具	多機能便房内の附属器具は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ●ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全身の映る鏡を設置すること。 ○介護用のベッドを設けること。 ○便所内に子供用の便器を併設すること。
キ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	

整備基準		解説	望ましい水準
ク 洗面器	多機能便房内には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。 ●洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のけこみを設けること。 ●洗面所の水栓は、レバー式、光応式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として、鏡を適切な位置に設けること。 	
ケ 荷物台	多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。	●手荷物を置ける棚などのスペースを設置すること。	○荷物をかけることのできるフックを設置すること。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするともに、1以上は、車いすに乗った状態で使用できるものとする。
コ 設置階	多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。		○多機能トイレは、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設けること。
サ 表示	出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。	●車いす使用者だけでなく、だれもが利用できる便所である旨を点字等で表示すること。	
シ 小便器	小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）等とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「床置き等」とは、床置き又はリップの高さが床置きと同程度のものをいう。 ●小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。 	○手すり付き床置き等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。
ス 水洗器具	1以上の便房内には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●水洗器具は、フラッシュバルブがある汚物流し台を設けた水栓とすること。 ●水洗器具の高さは70cm程度とすること。 	○水洗器具はパウチやしびん等の洗浄ができるものとし、温水がでる設備を設けること（オストメイト対応）。
(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8（6）の施設及び用途面積が200㎡未満の（7）の施設に限る。）に掲げる公共施設は、この限りでない。		<ul style="list-style-type: none"> ●便所内の通路等は、車いす使用者等が利用できる幅員を確保すること。 ●「別表第1の8（6）の施設及び用途面積が200㎡未満の（7）の施設に限る。）に掲げる公共施設」：コンビニエンスストア、用途面積200㎡未満の調剤薬局 	○公共施設において多機能トイレ以外のトイレを設ける場合にあっては、それぞれの階に1以上を8の項（2）に定める構造とすること。 ○便所内の通路等は車いす使用者が利用できる幅員を十分に確保すること。
ア 出入口の幅員	便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上とすること。	●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。	○ドアノックセンサーを設置すること。
イ 段	便所及び便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。		
ウ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
エ 便器・手すり	1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛便座には、歩行困難者の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ●洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作のしやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ●ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動洗浄機能付き便座を設置すること。 ○ベビーチェア等を設置すること。 ○非常呼び出しボタン、フラッシュバルブなどの緊急通報装置を設置すること。 ○便器の背後に背もたれを設けること。
オ 洗面器	障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ●洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のけこみを設けること。 ●洗面所の水栓は、レバー式、光応式など簡単に操作できるものとする。 ●原則として、鏡を適切な位置に設けること。 	
カ 小便器	小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）等とすること。	●8の項（1）のシの解説を参照のこと。	○8の項（1）のシの望ましい水準を参照のこと。

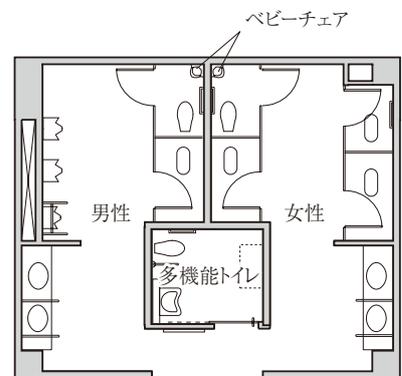
□多機能トイレの整備例



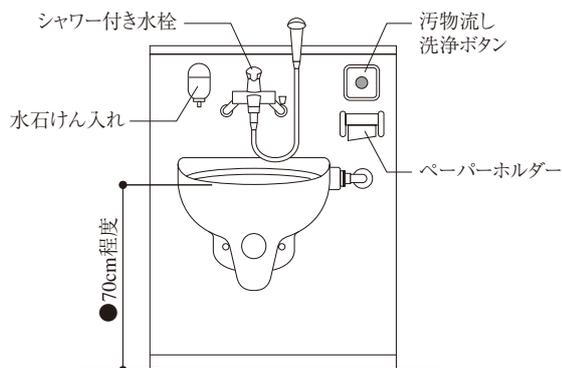
●便所配置例(1)



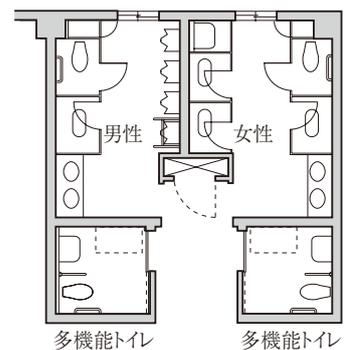
●便所配置例(2)



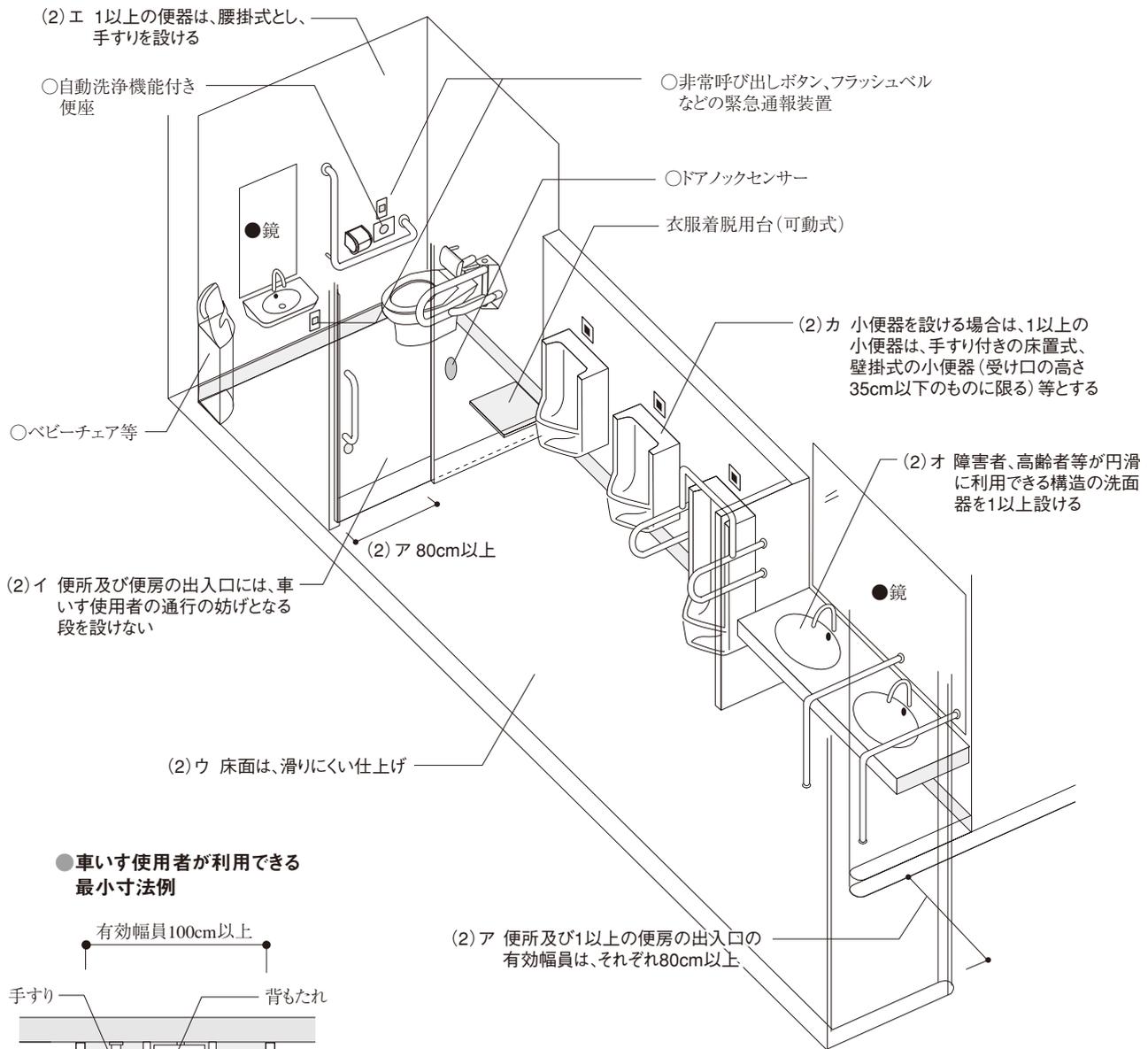
●オストメイト対応の水洗器具例



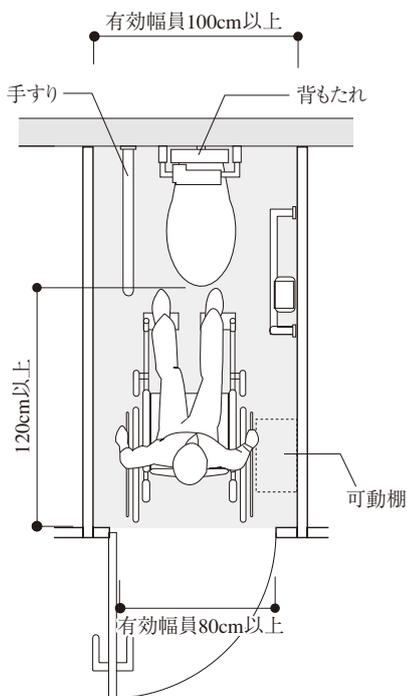
●便所配置例(3)



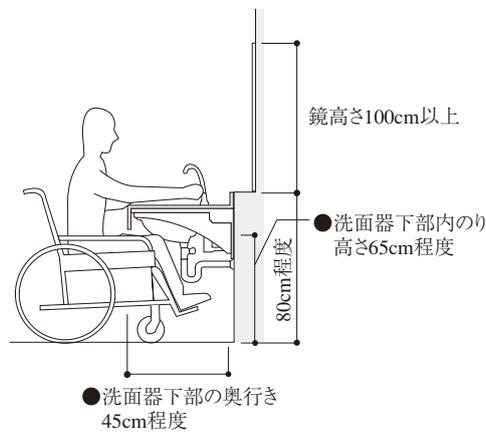
□多機能トイレ以外のトイレの整備例



●車いす使用者が利用できる最小寸法例



●洗面器まわりの寸法例



●ベビーチェア設置例

